

幸区緑化活動団体支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、幸区内の公有地または公共的空間に所在する花壇（以下「花壇」という。）の管理活動をしている団体（以下「団体」という。）が行う、当該花壇における活動を支援するための幸区緑化活動団体支援事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(団体及び花壇の範囲)

第2条 支援の対象となる団体及び花壇は、次の条件を全て満たすものとする。

- (1) 幸区内の公有地または公共的空間に所在する花壇を申請の対象とすること。
- (2) 当該花壇の日常の維持管理の責任を有し、主体的に実施又は実施予定であること。
- (3) 当該花壇の維持管理等に際し、地権者等の了承を得ていること。

(支援時期及び支援内容)

第3条 支援は原則として事業年度ごとに1回、予算の範囲内において、花苗の提供を行うものとする。

(支援の申請)

第4条 支援を希望する団体は、次の書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 申込書
- (2) 花壇所在地の地図及び見取り図
- (3) 花壇の写真
- (4) 花壇管理の根拠について確認できるもの

(申請内容の審査)

第5条 申請があった場合、区長は団体の申込資格について、提出された書類に基づいて速やかに審査しなければならない。

(支援先の決定)

第6条 前条の審査に基づき支援先を決定した場合には、支援を希望する団体に対し通知書を送付する。

2 団体の応募数が募集数を上回った場合には、抽選とする場合がある。抽選を実施する場合には、公有地を管理する団体を優先する。

(支援内容の決定)

第7条 支援の内容は、支援を希望する団体が区の指定する種類の花苗から希望したものをお算の範囲内で数量を調整した上で、区長が決定する。

(支援内容の基準)

第8条 前条の決定にあたっては、支援の対象となる花壇の面積に応じて、次を上限とする。

花壇の面積	支援内容	花苗
50 m ² 未満		200 株
50 m ² 以上 100 m ² 未満		250 株
100 m ² 以上 150 m ² 未満		300 株
150 m ² 以上 200 m ² 未満		350 株
200 m ² 以上 300 m ² 未満		400 株
300 m ² 以上		500 株

(完了報告書の提出)

第9条 支援を受けた団体は支援を受けてから30日以内に、区長に対して完了報告書に活動後の花壇の写真を添えて、区長に提出しなければならない。

(支援の中止)

第10条 申請内容の虚偽又は支援内容の申請花壇以外への使用等の不正行為があった場合、区長は団体に対して支援の中止及び花苗等の返還を求めることができる。
2 前項に該当した場合、当該団体は以後、本事業に対する支援申請を行うことはできない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

附則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。